

乙第5号証

通信文化 42号

(通巻 1252号)

特集

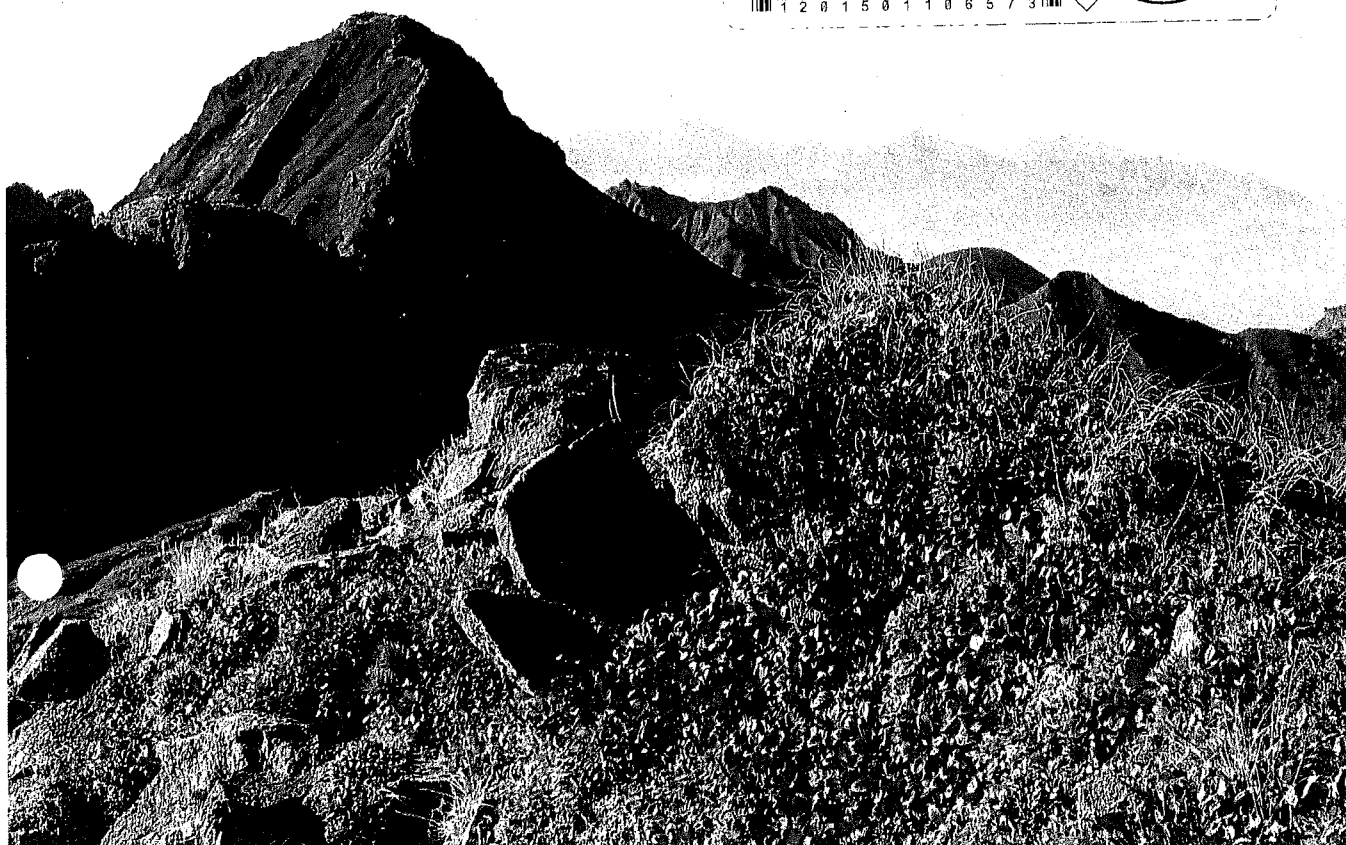
岡野裕基金記念講演会シリーズ

手紙の力

近藤 昌平

Z5-58

雑誌
(42):2015.9



マイナンバー(社会保障・税番号)制度が始まります。(内閣官房 社会保障改革担当室)
女性活躍の最先端 「『人で選ばれる郵便局』のリーダーとして」 (女性管理者研修)
世界の国から 「ASEANの『首都』ジャカルタから」 吉田引毅
地域おこし 輪島市(石川県)「地域の財産を活かして」

★わが街わが故郷
「歴史と温泉 魅力いっぱいの国」 伊豆の国市

2015

9

マイナンバー (社会保障・税番号) 制度が始まります。

(内閣官房 社会保障改革担当室)

■マイナンバーは行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会実現のための社会基盤です。

マイナンバー(社会保障・税番号)は、住民票を有する全ての方に一人一つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバーに期待される効果としては、大きく三つあげられます。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。



- ①行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間で連携が進み、手続きが正確でスムーズになります。
- ②添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減します。行政機関が持っている自分の情報の確認や、行政機関から様々なサービスのお

知らせを受け取ることも可能になります。

- ③所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止するほか、本当に困っている人にきめ細かな支援を行えるようになります。

■マイナンバーはいつ、どのように通知されますか？

本年十月五日以降、住民票を有する方(住民票を有する外国人を含む)に十二ケタのマイナンバーが通知されます。通知は、市区町村から住民票の住所あてに「通知カード」という自分自身のマイナンバーが記載された紙のカードが簡易書留で送付されます。

マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいし、不正に使用されるおそれがある場合を除き、番号は一生変更されません。大切にしてください。

■マイナンバーはどのような場面で使用することとなりますか？

来年(平成二十八年)一月以降、順次、社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。例えば、

①年金を受給しようとするときに年金事務所にマイナンバーを提示

②健康保険を受給しようとするときに健康保険組合にマイナンバーを提示

③毎年六月に児童手当の現況届を出すときに市町村にマイナンバーを提示

④所得税及び復興特別所得税の確定申告をするときに税務署にマイナンバーを提示

⑤税や社会保障の手続きで、勤務先や金融機関にマイナンバーを提示

といった場面で利用することになります。情報提供ネットワークシステムを通じて各機関の間の情報連携は、国は平成二十九年一月以降、地方公共団体は平成二十九年七月以降、順次始まります。情報連携により、申請時の課税証明書等の添付省略など、国民の負担軽減・利便性向上が実現します。

安全管理を徹底します

■マイナンバーは法律で定められた目的以外で利用することはできません。

マイナンバーは、生活の様々な場面で利用しますが、法律で定められた目的以外にむやみに他人にマイナンバーを提供することはできません。また、他人のマ

イナンバーの不正入手や、マイナンバーを含む個人情報ファイルの他人への不当な提供は処罰の対象になります。

■個人情報に対する懸念に制度面・システム面で厳しく対応します。

個人情報外部に漏れるのではないかと、他人のマイナンバーでなりすましが起こるのではないかと、といった懸念の声に対し、安全・安心を確保するため、制度・システムの両面から、個人情報保護の措置を講じています。

*法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。

*特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督します。法律違反の場合の罰則も重くなっています。

*個人情報は一元管理ではなく、従来どおり、年金事務所、税情報局、税務署など、分散して管理します。

*行政機関の間の情報連携はマイナンバーを直接使わず、システムにアクセスできる人を制限し、通信は暗号化されます。

■自分の個人情報かどのようになりとりされているか確認できるようにします。

平成二十九年一月から、「マイナンバー」という情報提供等記録開示システムが稼働する予定です。マイナンバーを含む自分の個人情報を、情報提供ネットワークシステムを通じて、いつ、誰が、なぜ提供したのか確認でき、不正・不適切な情報照会・提供が行われていないか、いつでも確認できます。

また、マイナポータルでは、予防接種のお知らせや受給できる手当の情報など、個人に合った行政サービスのお知らせを受け取ることができると、他にも便利な機能があります。

民間事業者も対応が必要です

■民間事業者でもマイナンバーを取り扱います。準備が必要です。

民間事業者は、従業員の健康保険・厚生年金の手続きや、給料の源泉徴収票の作成事務を行っています。また、証券会社や保険会社は、配当金・保険金等の支払調書の作成事務を行っています。民間事業者や金融機関では二十八年一月以降、これらの手続に従業員等のマイナンバーを記載する必要があります。また、民間事業者が外部の方に講演や原稿執筆を依頼し、報酬を支払う場合、報酬から税の

社会保障や税の手続で個人番号が必要になります。

源泉徴収をしなければなりません。こうした外部の方からもマイナンバーを提供

してもらった必要がありません。マイナンバーは従業員を雇用するすべ

要です。源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的でマイナンバーを利用する場合、まとめて目的を示すこ

社会保障分野

○ 個人番号関係事務実施者としてのもの

→健康保険、雇用保険、年金などの場面で提出を要する書面に、従業員等の個人番号を記載。

主な提出書類の例	提出者	提出先	根拠条文
雇用保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第6条
雇用保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第7条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	健康保険法施行規則第24条 厚生年金保険法施行規則第15条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	健康保険法施行規則第29条 厚生年金保険法施行規則第22条

税分野

○ 個人番号関係事務実施者としてのもの

→税務署に提出する法定調書等に、従業員や株主等の個人番号を記載。

※一般の民間企業(非金融機関)の場合

法定調書	提出者	根拠条文(所得税法)
給与所得の源泉徴収票	給与等の支払をする者	第226条第1項
退職所得の源泉徴収票	退職手当等の支払をする者	第226条第2項
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	報酬、料金、契約金又は賞金の支払をする者	第225条第1項第3号
配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	利益の配当、剰余金の分配又は基金利息の支払をする法人	第225条第1項第2号
不動産の使用料等の支払調書	不動産の使用料等の支払をする法人及び不動産業者である個人	第225条第1項第9号
不動産等の譲受けの対価の支払調書	居住者又は内国法人に対し譲渡対価の支払をする法人及び不動産業者である個人	第225条第1項第9号

マイナンバーを従業員などから取得するときは、**利用目的の明示と厳格な本人確認が必要**です。

利用目的はきちんと明示!

- ・マイナンバーを取得する際は、**利用目的を特定して明示**(※)する必要があります。
(例)「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」
- ・源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、**まとめて目的を示しても構いません。**

※ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。



本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に!

- ・マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、**厳格な本人確認**を行います。
- ・本人確認では、①正しい番号であることの確認(番号確認)と②手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)を行います。

ての民間事業者に関係する制度です。特定個人情報保護委員会のガイドラインなどを参考に、準備を進めてください。

■マイナンバーを従業員などから取得する際、利用目的を明示してください。

マイナンバーは、法律で限定的に明記された場合以外で、提供を求めたり、利用したりすることは禁止されています。マイナンバーを従業員から取得する際、利用目的を特定し、通知又は公表が必

とは可能ですが、後から利用目的を追加することはできません。改めて利用目的を通知・公表してください。

■なりすまし防止のため、本人確認を厳格に行ってください。

番号のみの本人確認では、なりすましのおそれもあることから、番号のみでの本人確認は認められません。必ず番号が正しいことの確認に加え、番号の正しい持ち主であることを確認する身元確認が必要です。

■特定個人情報の取扱いは、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

マイナンバーをその内容に含む個人情報(特定個人情報)の適正な取扱いを確保するための具体的な指針や実務に即した具体的な事例を記述したガイドラインを特定個人情報保護委員会が作成しています。ガイドラインでは、中小規模の事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。

■様々な用途で利用可能な「個人番号カード」は申請により交付されます。本人確認が一枚で可能です。

「通知カード」は顔写真がなく、身元確認のため別に運転免許証等が必要ですが、「個人番号カード」は、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号に加え、顔写真が表示され、個人番号と身元の両方が一度で確認できます。

個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのICチップを活用し、お住いの市町村の図書館利用証や印鑑登録証など各地方公共団体が条例で定めるサービスにも使用できます。また、電子証明書を用いて、e-Taxなどの各種電子申請が行えます。なお、個人番号カードのICチップには、券面に書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書は記録されますが、所得情報や病歴などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。そのため、個人番号カードからすべての個人情報がかつてしまうことはありません。

■法人番号は自由に利用できます。

法人にも一法人一つの番号が指定され、平成二十七年十月以降、国税庁から登記上の所在地宛に十三ケタの法人番号が通知されます。法人番号は広く公表され、

インターネットを利用して検索・閲覧が可能になります。個人番号と異なり、民間問わず、自由に利用できます。

マイナンバーに関するお問合せ

最新情報はホームページまで。コールセンターも設置しています。

マイナンバー制度のよくある質問(FAQ)や最新情報は内閣官房の社会保障・税番号制度(マイナンバー)のホームページに掲載しています。特定個人情報保護委員会、総務省、国税庁、厚生労働省等の関係省庁でも情報発信をしており、内閣官房のホームページから各省庁の関連ホームページにリンクしています。

また、マイナンバーのコールセンターを開設しています。お気軽にお問い合せください。土日祝日・年末年始を除き、9:30から17:30まで。

電話番号 0570-20-0178(外国語は0570-20-0291)

開設時間 平日9時30分から17時30分まで

※平成27年10月から平成28年3月までの半年間は平日の開設時間を20:00まで延長。

また年末年始を除く土日祝日も17:30まで開設予定です。

会員の皆さまへ(お知らせ)

◆新規加入者は「キャンペーン会費」

(初年度一千円の割引) 会員として新規に加入していただきますと、初年度会費が一千円割引になる「キャンペーン会費」を引き続き実施しております。

会員の皆さまのご友人・知人等で当協会の事業に賛同される方へ是非とも入会勧奨をお願いします。(次年度から五千円、ただし満六十一歳を迎える年度からは三千円) になります。

◆会報送付先住所等変更のご連絡のお願い
皆さまに会報「通信文化」を確実にお届けするため、お勤め先やご自宅住所の変更があった場合はお早めに受持ちの地方本部までご連絡願います。

お勤め先を会報の送付先に行っている方で所属先変更の場合もご連絡願います。

◆会費の一括納付のお勤め

満六十一歳を迎える方の会費については、その年度からは年間三千円になります。その際に「生涯会員」制度を選択することができます。これは、五万円を一括納付すると、その年度以降の年会費支払いが生涯不要になるというものです。

※税額控除が適用されます

会費は、「年間会費の納付額」もしくは「一括納付の納付額」とも、納付した年の確定申告により税額控除の適用を受けることができます。

(連絡先) 受持ち地方本部への連絡先(電話番号)は、通信文化協会ホームページの「本部・地方本部」及び会報「通信文化」の送付用封皮に記載してあります。

原稿募集

◆要領は次のとおりです。

- ① 郵政事業、通信・放送に関する意見・提言
・字数：二千文字以内
 - ② 社員からのメッセージ
・内容：仕事での感想、職場での取り組みや苦労談など
・字数：六百文字以内(写真付)
 - ③ 談話室
・内容：近況、印象に残った出来事、雑感など
・字数：八百文字以内
 - ④ 短歌、俳句、川柳
・応募方法：それぞれ葉書に三首(句)以内
 - ⑤ 川柳漫画
・応募方法：53ページにある「今月の課題句」の番号を右上部余白にお書きください。一人で何点応募されても結構です。
- ・今回の締切：平成二十七年十月十五日
(平成二十七年十二月号に掲載)
- ◆原稿はお返ししません。
- ◆原稿には、お名前のわきに「年齢」と、お勤めの場合は「勤務先」をお書きください。
- ◆送付先
〒113-1813
東京スカイツリータウン・ソラマチ九階
公益財団法人通信文化協会文化事業部編集
- 訂正 8月号50ページ2段目後ろから11行目の「十一月七日」は「十一月四日」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

編集後記

★一通の手紙に心打たれた経験は、どなたにもあると思います。今月号の「手紙の力」。講演会の中で講師は、いろんな場面では人間関係が一番大事であり、それを築くに当たって手紙の力はすばらしい、と話されています。もう一つの記事「マイナンバー」は、国民一人ひとりに十二桁の番号を付けるもので、これによって税や社会保障などを効率的に管理しようとする制度です。

考えてみますと、前者の「手紙」は、それぞれの個性を表現する手段として価値があるのに対し、後者の「マイナンバー」は、個性を数字という画一的なものに置きかえ処理しやすいものにするところに価値があります。

今の時代は、これら二つのバランスの上でできているのだと感じました。(濃添)

通信文化 平成二十七年九月号

平成二十七年九月五日発行
発行人 團 宏明

発行所 公益財団法人 通信文化協会

〒131-8139
東京都墨田区押上二丁目一番二号
東京スカイツリータウン・ソラマチ九階
電話03-5809-7149(編集)・
六六五八-4749(会員・会報発送)
FAX03-3625-1211
E-mail: henshuu@tsushinbunka.org
http://www.tsushinbunka.org/
振替001107741

印刷所 神谷印刷株式会社

定価三九〇円 一年四六〇〇円
(会員の購読料は会費に含まれます)